

社会福祉法人 おおぞら作新会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬等は社会福祉法人 おおぞら作新会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

この規程は平成 29年 11月 15日から施行する。